

2027年度の募集期間は、2026年4月から2026年12月中旬までとなります。

## 「糖類に関する調査研究活動に対する助成事業」募集について

公益社団法人糖業協会は、糖類に関する卓越した調査研究活動に助成するため広く一般から対象となる事業を募集しています。多数のご応募、ご推薦を期待しております。

### 募 集 要 項

#### 1. 対象事業

- (1) 糖類の技術、流通、文化、情報の分野を問わず、それらの調査、研究、開発、広報等に関する事業。
- (2) 糖類に関する活動を通じて広く社会貢献を実施する事業。
- (3) 但し、企業及び業界団体の販売促進、共同宣伝になるものを除く。

#### 2. 対象者

応募の対象者は、個人または団体の代表者とする。

#### 3. 応募方法

- (1) 応募者は当協会所定の申請書を、当協会理事長宛に提出する。(郵送可)
- (2) 推薦者がある場合は申請書に推薦書を添付する。
- (3) 応募期間は4月から12月中旬までとする。

#### 4. 選考

- (1) 選考は、会員、役員、職員等の関係者に、特別な利益を与えないものであることを確認する。
- (2) 選考は当協会公益委員会が行い、理事会の承認を受ける。  
必要により外部の意見を求めることがある。
- (3) 選考は、翌年2月に実施する。
- (4) 採否については、決定次第通知する。

#### 5. 助成金の交付

研究助成金は4月中に銀行振り込みで交付する。

#### 6. 助成金額

- a 自然科学 研究期間1年(4月から翌年3月末迄) 助成金100万円
  - b 自然科学 研究期間2年(4月から翌々年3月末迄) 助成金200万円
  - c 社会科学 研究期間1年(4月から翌年3月末迄) 助成金100万円
- \*自然科学への応募者は研究期間を選択し、申請書に明記すること。

## 7. 助成金の使途

研究助成金交付対象の研究に直接要する物品の購入費用、その他交付対象の研究に直接必要な費用とする。

## 8. 報告

- (1) 助成金受領者は研究期間の完了後6月末までに実施報告書及び使途明細を提出すること。
- (2) 研究期間が2年の場合は、1年経過後の6月末までに経過報告をすること。
- (3) 申請時の研究期間を超えて該当の研究が継続している場合は、その経過報告をすること。
- (4) 研究の成果を論文として外部に発表する時は、糖業協会から助成を受けた旨を明記し、その論文の写しを添付して本協会理事長に報告すること。

## 9. 申請書、推薦書の記入について

### (1) 申請書

- a 「申請者」が個人の場合は、記名捺印の上、下欄に学歴、職歴、経歴、年齢等付記すること。  
「申請者」が団体の場合は、社名、団体名、グループ名及び代表者を記入捺印し下欄に団体の事業概要を付記すること。
- b 「題目」はわかり易い、簡単なものとする。
- c 「事業概要」  
申請書には対象事業の概要だけを記し、事業内容、助成金の使途明細及び関係資料は別に添付すること。

### (2) 推薦書

- a 「推薦者」が個人の場合は、記名、捺印の上職歴、経歴等を付記すること。  
「推薦者」が団体の場合は、社名、団体名、グループ名及び代表者名を記し、捺印すること。
- b 個人、団体何れの場合も申請者との関係を記入すること。
- c 「推薦理由」をわかり易く、簡単に記入すること。

## 10. 注意事項

- (1) 助成決定後、下記の事項に該当する場合は、遡って助成決定の取消し、助成金の返還を求めることがある。
  - a 交付対象者から研究助成金交付対象である研究を中止したい旨の申し出があったとき。

- b 研究助成交付対象の研究開始前に、長期海外出張等の理由で研究を実施できなくなったとき。
- c 本協会の規定に違反したとき。
- d その他研究助成金交付対象者として相応しくない行為があったとき、又は特別の事情があるとき。

## 11. その他

- (1) 原則として交付対象者については、氏名、所属機関、研究課題名及び実施報告書等を本協会のホームページや事業報告書等により公開される。
- (2) 提出された申請書等は採択・不採択に関わらず返却しない。
- (3) 研究成果に関する知的財産権は申請者に帰属し、本協会はその権利を主張しない。

以上

連絡先	公益社団法人 糖業協会 公益事業部
〒100-0006	東京都千代田区有楽町 1-9-3
TEL	03-3215-0661
FAX	03-3215-0666
E-mail	tougyou-jimukyoku@sugar.or.jp